

請 願 文 書 表

| | |
|-------------------|---|
| 受 理 番 号 | 請 願 第 1 5 号 |
| 件 名 | 行政書士制度への理解及び行政書士法の遵守徹底を求めることについて |
| 紹 介 議 員 | 皆川英二、小山 進、小泉仲之 |
| 要 旨 | <p>行政書士は、市民等と行政とのパイプ役であることを自覚し、高度な法的知識及び専門知識を身につけるべく、日々研さんを重ねて、使命感を持って業務に臨んでいます。</p> <p>しかし、各種申請及び届出等に際して、資格を有しない非行政書士が書類及び電磁的記録の作成並びに提出手続行為を行っているという事件がいまだにあります。</p> <p>新潟市の各部署及び関係機関において、行政書士または行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類及び電磁的記録の作成並びに提出手続行為をすることができないとする行政書士法及び行政書士制度の趣旨への理解を深めていただき、不当書類及び電磁的記録の作成並びに提出手続行為の排除について、新潟市の各部署及び関係機関への指導強化の徹底及び、市民等の利益擁護の立場に立った窓口指導及び具体的な規制が実行され、市民等及び申請者の権利を保護するとともに、各種申請及び届出等に関して、公正かつ透明性のある行政サービスが行われるために、新潟市の各部署及び関係機関へ指導する必要があります。</p> <p>ついては、市民等及び申請者の権利を保護するとともに、公正かつ透明性のある行政サービスが行われるために、新潟市の各部署及び関係機関に行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の徹底強化を図ることを求めお願いいたします。</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 令和3年9月22日 総務常任委員会 |
| 受 理 | 令和3年9月10日 第271号 |